

平成 22 年度

国民健康保険料の 保険料率が決まりました



◆◆問い合わせ先 国保年金課 (☎ 82-1177)

国民健康保険料は、本市の医療費状況により毎年算定しています。このたび、平成 22 年度の保険料率が決まりましたのでお知らせします。

本市国民健康保険の状況は、医療費が年々増加傾向にあり、1人当たりの医療費に換算すると県内市町で概ね 2 番目～3 番目の高さで推移しています。平成 22 年度の保険料は、医療費の上昇分を見込んで算定しています。

国民健康保険財政の運営のため、加入者のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

▶平成 22 年度の国民健康保険料算定方法

1 年間の保険料 = 医療分 + 介護分 + 後期高齢者支援分

各項目の明細は下表のとおりです。

	医療分	介護分※	後期高齢者支援分
所得割	9.5%	2.5%	3.0%
均等割	25,800 円	6,500 円	8,400 円
平等割	23,400 円	4,800 円	7,200 円
賦課限度額	500,000 円	100,000 円	130,000 円

※介護分は、40 歳～64 歳までの人が対象です。

【所得割】 前年の所得金額から 33 万円を引いた額に表中の料率をかけて計算した額

【均等割】 被保険者 1 人につき負担してもらう額

【平等割】 1 世帯につき負担してもらう額

▶国民健康保険料の納め方

同一世帯の被保険者の保険料を世帯主に納めていただきます。

>>> 普通徴収の納め方

口座振替または納付書で納めてください。納付金額は、納入通知書(右写真)の **A** の部分に記載しています。

>>> 特別徴収の納め方

普通徴収の 2 回分に相当する額が年金から差し引きされます。納付金額は納入通知書(右写真)の **B** の部分に記載しています。

